

第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの概要

意見募集期間	令和5年11月21日（火）～12月20日（水）								
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ掲載 ・広報こしがや11月号掲載 ・Cityメール配信 								
意見提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱への投函 ・郵送 ・FAX ・電子メール ・電子申請 								
意見箱設置場所	<p>全21か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課 ・子ども福祉課 ・行政資料コーナー ・各地区センター（13か所） ・出張所（2か所） ・障害者福祉センターこばと館 ・障害者就労訓練施設しらこばと ・児童発達支援センター 								
意見数	<p>意見提出者 4人</p> <p>意見数 13件（意見箱への投函 4件、FAX 8件、電子申請 1件）</p> <p>《対応区分》</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">A：計画案に意見を反映</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>B：計画案に意見の趣旨を含んでいる</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td>C：計画案に対する意見等 として受けるが、計画案のとおり</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>D：その他（意見、質問、要望等）</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> </table>	A：計画案に意見を反映	0件	B：計画案に意見の趣旨を含んでいる	5件	C：計画案に対する意見等 として受けるが、計画案のとおり	3件	D：その他（意見、質問、要望等）	5件
A：計画案に意見を反映	0件								
B：計画案に意見の趣旨を含んでいる	5件								
C：計画案に対する意見等 として受けるが、計画案のとおり	3件								
D：その他（意見、質問、要望等）	5件								

第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画（案）に対する意見要旨と市の考え方

《対応区分》

- A：計画案に意見を反映
- B：計画案に意見の趣旨を含んでいる
- C：計画案に対する意見等として受けるが、計画案のとおり
- D：その他（意見、質問、要望等）

番号	計画該当箇所	意見要旨	対応区分	市の考え方
1	第2章 5ページ	計画案にも項目名が記載されているが、国の基本指針に「強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者に対する支援体制の充実」について記載されていることから、その支援施策について、同じ器質性精神障がいに分類される若年性認知症とともに計画に記載して欲しい。	B：計画案に意見の趣旨を含んでいる	本計画案では、国や県の指針等で成果目標等の設定が求められている場合を除き、障がいの種別等について特筆した表記は行わないこととしています。そのうえで個別の意見に対する考え方を以下に記述します。 【番号1】及び【番号2】のご意見について、計画案にその趣旨は含んでいますが、基本指針の内容を全て記載することは困難であるため、ご意見の内容を含む項目名の抜粋という形で計画案の5ページに記載しています。
2	第2章 10ページ 第3章 25ページ	国の基本指針に「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」について記されていることから、その支援施策について、計画に記載して欲しい。	B：計画案に意見の趣旨を含んでいる	なお、本計画案の上位計画である「第5次越谷市障がい者計画(R3～R7)」の73ページに、障がい児を含む高次脳機能障がいのある方の支援については、「①-7高次脳機能障がい者への相談支援の充実」、また、若年性認知症のある方の支援については、「①-8若年性認知症のある方への相談支援の充実」とし、関係機関と連携した相談支援の充実を図る施策の方針について記載しています。
3	第2章 8ページ 第3章 24ページ	地域生活支援拠点等について、厚生労働省が公表しているパンフレットに「拠点等の必要な機能」として、「高次脳機能障害等」の支援が難しい障がい者等への対応が十分に図られるよう取組むことが重要である旨が記されている。このことから、高次脳機能障がい者（若年性認知症）も地域生活支援拠点等の事業の対象であることを計画に記載して欲しい。	B：計画案に意見の趣旨を含んでいる	【番号3】のご意見について、地域生活支援拠点等は、高次脳機能障がい（若年性認知症）のある方を含む障がい者の方全般を支援する仕組みであり、ご意見の趣旨を含んでいます。 【番号4】のご意見について、相談支援は、高次脳機能障がい（若年性認知症）のある方を含む障がい者の方全般が対象となっており、従事者等の資質の向上についても、計画案にその趣旨を含んでいます。
4	第2章 11ページ 第3章 29ページ	高次脳機能障がい者（若年性認知症）への相談支援について、介護保険との連携や、家族への支援体制の充実、また、行政や民間の相談窓口従事者等の資質の向上を図る旨計画に記載して欲しい。	B：計画案に意見の趣旨を含んでいる	なお、「第5次越谷市障がい者計画(R3～R7)」の72ページに「①-3相談支援事業及びピアカウンセリングの展開」、73ページに「①-9基幹相談支援センターの設置」とし、関係機関と連携、家族への支援、人材の育成など相談支援の充実を図る施策の方針について記載しています。
5	第3章 19～21 ページ	「生活介護」、「短期入所（福祉型、医療型）」、「共同生活援助」サービスの見込量等について、総人数のうち重度障がい者の数が記載されているが、一括りにせず、高次脳機能障がい者（若年性認知症）の見込量を記載して欲しい。	B：計画案に意見の趣旨を含んでいる	【番号5】のご意見について、計画案に記載している「重度障がい者」は、障害福祉サービス等の報酬告示における重度障害者支援加算の対象者とし、高次脳機能障がいのある方を含んでいます。

《対応区分》

- A：計画案に意見を反映
- B：計画案に意見の趣旨を含んでいる
- C：計画案に対する意見等として受けるが、計画案のとおり
- D：その他（意見、質問、要望等）

番号	計画該当箇所	意見要旨	対応区分	市の考え方
6	第2章 9ページ	中途障害である高次脳機能障がい者（若年性認知症）が、就労中の就労系障害福祉サービスを一時利用できる施策があることを計画に記載して欲しい。また、休職中の障がいの方が職場復帰を目指すために、就労系障害福祉サービスを利用する場合に必要な書類を廃止するなど、手続きの簡略化を検討して欲しい。	C：計画案に対する意見等として受けるが、計画案のとおり	本計画案では、国や県の指針等で成果目標等の設定が求められている場合を除き、障害福祉サービス等の施策の方針について特筆した表記は行わないこととしています。そのうえで個別の意見に対する考え方を以下に記述します。 【番号6】のご意見について、施策へのご意見として承ります。
7	第3章 40ページ	記憶障害や地誌的障害のため、徘徊してしまう高次脳機能障がい者がいるため、「認知症徘徊高齢者家族支援サービス」と同様の事業を整備して欲しい。	C：計画案に対する意見等として受けるが、計画案のとおり	【番号7】のご意見について、本計画案の40ページ「(13)その他の事業」は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、市町村の判断で実施することができる任意事業について記載しています。そのため、ご意見について計画案に記載はできませんが、ご意見として承ります。
8	—	高次脳機能障がい者（若年性認知症）も利用対象となるサービス「自立訓練（機能訓練）」について、市内で利用できる体制を整備していくことを計画に記載して欲しい。	C：計画案に対する意見等として受けるが、計画案のとおり	【番号8】のご意見について、「第5次越谷市障がい者計画(R3～R7)」の78ページに「③-1日中活動系サービスの充実」とし、自立訓練（機能訓練）を含む日中活動系サービスを提供する事業所の確保に努めるとともに、サービス提供が適正なものとなるよう支援する方針について記載しています。
9	—	重度心身障がいの10,500円の給付金の増額を希望する	D：その他（意見、質問、要望等）	ご要望として承ります。
10	—	基幹相談支援センターが市内4か所に設置されているが、連絡してもすぐに対応してもらえない。配置人数が足りていないのではないか。基幹相談支援センターの数ではなく、相談件数の見込みで対応すべきである。	D：その他（意見、質問、要望等）	基幹相談支援センターは、これまで相談支援センターの業務（障がい者が地域で暮らしていくための相談支援、障害福祉サービスの利用援助、専門機関との調整等の総合的な相談支援業務）に、緊急時の対応や虐待防止センターの機能、地域の人材育成等の業務を追加し、人員を含め、運営に必要な体制を整えて令和5年10月より委託により運営しています。いただいたご意見については、当センターの運営についてのご意見として承ります。

《対応区分》

- A：計画案に意見を反映
- B：計画案に意見の趣旨を含んでいる
- C：計画案に対する意見等として受けるが、計画案のとおり
- D：その他（意見、質問、要望等）

番号	計画該当箇所	意見要旨	対応区分	市の考え方
11	—	しらこぼとは就労移行支援事業と就労継続支援事業B型のみで利用人数の多い生活介護事業を実施しないのはなぜか。一部の人だけが市実施のサービスを受けられるのは不公平である。	D：その他 (意見、質問、要望等)	障害者就労訓練施設しらこぼとは、障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、もって障がい者の自立及び福祉の増進を図ることを目的として設置した施設です。そのため、在宅の障がい者及びその家族の相談支援や就労に向けた講座、イベントの開催による地域住民や市内事業所との交流など広く市民を対象とした取組を実施しています。また、併設している指定障害福祉サービス事業所では、障害福祉サービスの訓練等給付に位置づけられている「就労移行支援事業」、「就労継続支援事業B型」及び「就労定着支援事業」を実施しています。サービス事業所の利用については、定員に空きが生じた場合、市の広報紙で利用者募集の記事を掲載するなど広く市民に周知しています。
12	—	障がい者施策において、脱施設、地域移行を進めているが、実際はグループホームでは地域との関わりは持てておらず意味がない。強度行動障がいのある方などに対応できる入所施設も作って欲しい。待機人数が多いのに対応しないのはなぜか。	D：その他 (意見、質問、要望等)	本計画策定に係る国の基本指針において、「障害者権利条約」及び「障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告」の趣旨等を踏まえ、障がい者の地域生活への移行に関する事項が定められており、入所施設等からグループホームに移行することも地域生活への移行の手法の一つとして示されています。ご要望の入所施設の設置については、本計画案の8ページに「令和8年度末までに支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。」として、ニーズに沿うよう支援体制を整備してまいります。
13	—	今の日本の状況だと、高齢者は高齢者施設、障がい者は障がい者施設と「別れての居住」を余儀なくされている。障がいを持った子どもの親としては、親が入所する高齢者施設と子どもが入所する障がい者施設が同じ建物内にあり、親と子どもが「一緒に生活」していけるような施設が欲しいため、検討をお願いしたい。	D：その他 (意見、質問、要望等)	ご要望として承ります。